令和2年度　上半期の財政状況

令和２年度９月末現在の当町の一般会計の執行状況は、下表のとおりです。

補正予算を含む一般会計予算総額は、当初予算より２５億６，６３６万９千円増えて９３億８，６３６万９千円となりました。また、前年度からの繰越事業予算は５事業で１億３，０２４万４千円となっています。

当初予算と比較して大幅な増額となった主な要因は、令和元年度繰越金の増に加え、新型コロナウイルス感染症関連予算および小・中学校におけるＧＩＧＡスクール構想の実施に向けた環境整備予算の追加によるものです。

新型コロナウイルス感染症関連事業は、感染予防対策費、各種給付金事業費、経済対策事業費などで約２０億８，１００万円、ＧＩＧＡスクールの環境整備事業は、小・中学校でのネットワーク工事費、児童・生徒・教師用のタブレット端末購入費などで１億７，７００万円となっています。これらの事業費の多くは、国からの交付金や補助金で実施していますが、いまだ新型コロナウイルス感染症の終息が見えないことから、今後も必要に応じ、迅速な予算編成・執行をしてまいります。

一般会計の執行状況（令和２年４月～９月）

歳　入　（単位：千円）

科　目	予算現額	収入済現在高	収入率(%)
町税	1,552,144	970,872	62.6
地方譲与税	84,289	25,308	30.0
利子割交付金	1,363	503	36.9
配当割交付金	4,480	873	19.5
株式等譲渡所得割交付金	2,887	0	0.0
地方消費税交付金	374,439	202,383	54.0
環境性能割交付金	9,672	1,460	15.1
地方特例交付金	5,337	14,700	275.4
地方交付税	3,001,811	2,056,637	68.5
交通安全対策特別交付金	1,796	989	55.1
分担金および負担金	59,515	27,421	46.1
使用料および手数料	118,373	50,363	42.5
国庫支出金	2,562,896	1,854,884	72.4
県支出金	694,328	128,809	18.6
財産収入	7,800	4,709	60.4
寄附金	35,875	15,784	44.0
繰入金	35,595	0	0.0
繰越金	244,903	244,903	100.0
諸収入	196,388	57,318	29.2
町債	389,278	0	0.0
法人事業税交付金	3,200	4,070	127.2
総計	9,386,369	5,661,986	60.3

歳　出　（単位：千円）

科　目	予算現額	支出済現在高	執行率(%)
議会費	83,941	41,912	49.9
総務費	3,241,568	2,094,521	64.6
民生費	1,876,652	571,962	30.5
衛生費	453,410	190,370	42.0
労働費	8,196	7,649	93.3
農林水産業費	469,827	240,446	51.2
商工費	142,890	89,641	62.7
土木費	672,892	325,625	48.4
消防費	326,166	226,265	69.4
教育費	928,332	307,700	33.1
災害復旧費	13,033	1,640	12.6
公債費	1,097,703	535,093	48.7
予備費	71,759	0	0.0
総計	9,386,369	4,632,824	49.4

繰越予算の内訳	
災害等廃棄物処理事業	50,521
ふくしま森林再生事業	35,960
社会資本整備総合交付金事業（橋梁整備）	20,060
公共下水道事業（一般会計繰出）	2,677
農業施設災害復旧業務	21,026

財政調整基金残高	309,332
減債基金残高	5

【 問い合わせ　政策財務課　財務管理班　☎８４－１５３２ 】

買い物・通院に便利！
上下水道整備済！

住宅地販売中

No.	街区	画地	地積	価格	単価
①	17	20	約219㎡（約66.3坪）	5,913,000円	27,000円/㎡
②	53	2-4	約368㎡（約111.5坪）	9,384,000円	25,500円/㎡

この住宅地は、土地区画整理事業により、住宅建築などを目的に、相手を特定せず広く一般に販売する土地（保留地）です。

応募受付

期間 11月26日（木）から
12月11日（金）まで
平日 午前8時30分～午後5時

場所 本庁舎2階
建設課　都市土木班

※購入希望者が複数の場合は、抽選または入札になります。

※「保留地」購入の場合は、一般の土地売買と次の点が異なります。ご確認のうえお申し込みください。

1．**事業完了まで保留地の登記簿はありません。「換地処分」という手続きを経た後に登記されます。**

2．**保留地の面積は、事業完了時に確定します。表示の面積とは若干増減する可能性があります。**

3．**融資を利用しての購入をする際、抵当権などの設定ができないことがあります。**

住宅地（保留地）位置図

①17街区20画地
5,913,000円

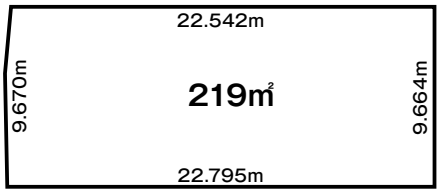

②53街区2－4画地
9,384,000円

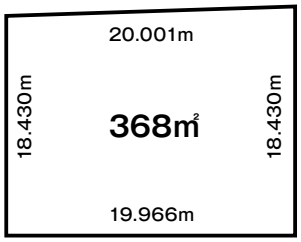

より詳しい情報は、町ホームページでご覧いただけます。

【問い合わせ・受付】
平日 午前8時30分～午後5時

【 問い合わせ　建設課　都市土木班　☎84－1506 】

医療費の削減で家計も安心

国民健康保険税は年間に必要とされる医療費をもとに決められます。そのため医療費が増加すると、医療機関での受診の際に支払う金額だけでなく、国民健康保険税の増加にもつながってしまいます。家計のためにも医療費の削減に努めましょう！

「どのくらい医療費がかかっているか分からない…」 ⇒医療費通知書を確認してみましょう！

みなさんが加入している健康保険ごとに、いつ、どこの医療機関で、どのくらいの医療費がかかったかなどの情報をお知らせするものです。国民健康保険に加入している方は、役場から２か月ごとに「医療費のお知らせ」を送付しています。

「お薬が多くてわかりづらい…」 ⇒かかりつけ薬局を決め、お薬手帳を持参しましょう

安全に節薬

年齢を重ねるとともに処方される薬の種類も増えていく傾向があり、同じ効能（似た効能）を持つ薬を服用していたり、飲み合わせが好ましくない薬を服用するリスクが増加します。お薬手帳を薬局に持参することで、不要な薬を飲むリスクと処方料金を減らすことができます。

薬について不安や疑問があれば、お近くの薬局で相談することができます。正しい服薬のためにも相談できる薬局（かかりつけ薬局）を決めておくことをおすすめします。

「医療費負担を少しでも軽くしたい…」 ⇒ジェネリック医薬品を活用してみましょう！

■そもそもジェネリック医薬品って何？

ジェネリック医薬品とは新薬の特許期間が過ぎたあと、新薬と同じ有効成分で製造された薬の事です。味やにおい、大きさなどが工夫されたものもあります。

■ジェネリック医薬品はほんとに安全なの？

ジェネリック医薬品は、新薬と同じ有効成分で製造されており、厚生労働省により新薬と同等の効果と安全性をもつと認められています。

■ジェネリック医薬品の価格

ジェネリック医薬品の価格は、新薬の２～７割ほどで、平均して新薬の約半額となっています。

■ジェネリック医薬品を希望するときは

病院・薬局の窓口で、ジェネリック医薬品を希望するとお伝えください。

また国民健康保険の保険証の交付の際などにお渡ししている「ジェネリック医薬品希望シール」を保険証裏面に貼り、病院を受診する際に窓口へ見せていただく事でも希望することが可能です。

■ジェネリック医薬品の注意点

主成分は新薬と同じですが、添加物などが新薬と異なるものもあります。他の薬との飲み合わせや、食べ合わせなどが異なる場合がありますので、診察の際にお医者さんに相談をしましょう。

【問い合わせ　生活課　保険年金班　☎８４－１５０１】

セルフメディケーションで、健康的に過ごしましょう

自身の健康に関心を持つことが大切

セルフメディケーションとは？…「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な体の不調は自分で手当てすること。」（世界保健機関（WHO）で定義）

何をしたらいいの？

●まずは健康管理、そして自身の健康状態を知りましょう

・適度な運動　・バランスの取れた食事　・十分な睡眠
・休息　・体調管理（体温・体重・血圧等の測定、健康診断受診など）

●市販薬（ＯＴＣ医薬品）を活用し、軽度の不調は自分で改善

・薬局などで市販されている医療品（ＯＴＣ医薬品）を上手に活用し、軽いけがや風邪などの体調不良を早めにケアしましょう。

かかりつけの薬局や薬剤師さんを決めましょう！

お医者さんから処方されるお薬との飲み合わせなどを相談できます。

メリットは？

①健康管理の習慣が身につく　②医療や薬の知識が身につく
③疾患により、医療機関で受診する手間と時間が省かれる
④通院が減ることで、医療費の増加を防ぐ
⑤平成２９年１月以降に購入した医薬品からはセルフメディケーション税制（※）で所得控除が可能です
（※）医療費控除に該当しない場合で、対象の市販薬を購入した場合

セルフメディケーション 税控除対象

【問い合わせ　生活課　保険年金班　☎８４－１５０１／福祉健康班　☎９３－６１６９】

冬期間の水道使用について

冬期間（12～2月）は積雪のため水道メーターの検針を行いません。１１月の使用水量をもとに算定した推定の料金となります。過不足分は４月以降の料金で精算します。

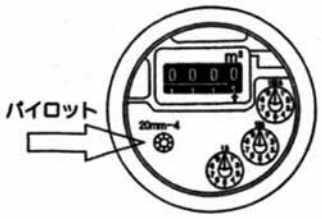

水道管の凍結に気をつけましょう

氷点下では凍結による水道管の破裂やヒビ割れでの漏水事故が大変多くなります。給水装置の修理費用はお客様の負担になるため、定期的に水道メーターを確認してください。

※家中の蛇口を全部閉めて水道メーターのパイロットが回っている場合、漏水の可能性があります。

水道防寒のしかた

①凍結防止器（ヒーター）を取り付けている場合は、スイッチを忘れずに入れましょう。
②保温材を巻きましょう（毛布・布なども有効。濡れないように上からビニールなどを巻く。蛇口は破裂しやすいので完全に包む。）
③メーターボックスの中に発泡スチロールなどを入れ、メーターボックスの上に段ボールなどをのせて保温します。
水道が凍って出ないとき…水道管にタオルをかぶせ、その上からゆっくりとぬるま湯をかけて溶かします。
※熱湯を水道管に直接かけると破裂やヒビ割れすることがあるので絶対にしない。
水道管が破裂したとき　…破裂部に布かテープを巻きつけて応急手当をして、指定給水工事事業者へ修理を依頼します。
※メーターボックス内のレバーや不凍栓がある場合は、栓を閉める。

◆ご家庭の水道設備が壊れた場合は、直接指定給水工事事業者に修理を依頼してください◆

冬期間の水道修繕工事休日当番業者		
12月	6(日)・13(日)・20(日)・27(日)・29(火)・30(水)・31(木)	㈱アクーズ会津　☎28-4111
1月	1(金)・2(土)・3(日)・10(日)・11(月)・17(日)・24(日)・31(日)	会津メンテ㈱　☎27-4151
2月	7(日)・11(木)・14(日)・21(日)・23(火)・28(日)	㈲ナリタエンタープライズ　☎83-2009
3月	7(日)・14(日)・20(土)・21(日)・28(日)	㈲美登屋設備工業　☎83-3401

【問い合わせ　建設課　上下水道班　☎８４－１５３０】

地 域 防 災 ～自主防災組織について考えよう～

近年、今までに経験したことのない規模の地震や台風、豪雨・豪雪などで多くの尊い命や財産が失われています。県や市町村をはじめとする各防災機関は、災害に備えてさまざまな対策を実施していますが、大規模な災害が発生した場合、地域の皆さんによる防災活動が不可欠となります。これを機に、自主防災組織について考えてみましょう。

自主防災組織とは？

自主防災組織とは、**「自分たちの家族やまちは自分たちで守る」**という考えに基づいて、地域住民が自主的に連帯して、防災活動を行う組織です。

平常時	災害時
防災訓練、広報活動 （防災への意識向上を促す）	初期消火、救出救護、集団避難、 避難所での給食給水活動、安否確認

［会津坂下町内で自主防災組織がある地区または地域］

仲町、新町、沖区、福原区、村田区、金上地区

なぜ必要なの？

大規模な災害が発生した場合、県や市町村、警察・消防署などの防災機関が一時的にマヒし、十分な対応ができない可能性があります。阪神・淡路大震災では、瓦礫の下から救出された人のうち、自力または家族や近所の住民によって救出された割合が９０％を超えるという調査結果があることからも、地域の自主的な住民組織の重要性は大きいと言えます。

自主防災組織を理解しよう

町では自主防災組織に関する出前講座を実施しています。自主防災組織の取り組みについて知りたい、組織を作るにはどうしたら良いか分からないなどありましたら、危機管理室までお申し込みください。（行政区まはた地区単位でお申し込みください。）

村田区の自主防災組織の取り組み

村田区で年に１回実施している防災訓練についてご紹介します。

防災無線による広報訓練

安否確認報告訓練

初期消火訓練

大釜での炊き出し訓練

【 問い合わせ　総務課　危機管理室　☎８４－１５３３ 】

住宅新(増)築、家屋の滅失などをお知らせください！

次年度の固定資産税の正確な算定のため、下記事項に該当する方は手続きをお願いします。
※固定資産税は、毎年１月１日の賦課期日に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している方が、固定資産の所在する市町村に納める税金です。

住宅や車庫、倉庫などを新築・増築した場合

年内(12月末まで)に完成した家屋は、来年度の課税対象となるため「家屋評価」を行います。既に完成し、まだ評価が済んでいない場合や、年内に完成予定である場合はお知らせください。

家屋を取り壊した場合

家屋を取り壊した時は**滅失届を提出**してください。次年度より、滅失の届出のあった家屋については、固定資産税がかからなくなります。届け出を忘れると、既になくなった家屋にも課税される場合がありますのでご注意ください。

償却資産を新規購入または廃棄した場合

事業者が事業を営むために毎年１月１日現在で所有している機械・設備・備品などの償却資産については、**１月３１日までにその資産が所在する市町村に申告する義務（地方税法第 383 条）があります。**

昨年度申告された方には「償却資産申告書」を送付しますので、新規購入分や廃棄分について申告してください。新たに事業主となり、償却資産を所有することになった方はご連絡ください。

【 問い合わせ　総務課　税務管理班　☎８４－１５０２ 】

確定申告を便利に！

□ e-Tax（インターネットで各種税金の申告や届出・申請などを行うことができるシステム）のメリット
◎申告会場に出向くことなく、パソコン・スマホで申告などの各種手続きができます。
◎確定申告期間中は、24 時間いつでもご利用できます。
◎自動計算により計算誤りのない申告書を作成できます。
◎データを保存しておけば、翌年の申告に利用できます。

申告書提出までの流れ

①パソコン・スマホで国税庁の「確定申告書等作成コーナー」にアクセス。作成コーナー　検索
②案内に従い入力すると、税額など自動計算され申告書が作成できます。
③ **e-Tax で送信**または**印刷して郵送**でご提出ください。
【郵送先】〒 965-8686 会津若松市城前１番 82 号　会津若松税務署

e-Tax の送信方法は２通り！

e-Tax の送信方法	マイナンバーカードを使って送信	ＩＤ・パスワードで送信
用意するもの	①マイナンバーカード※１ ②ＩＣカードリーダライタ※２	①ＩＤ（利用者識別番号） ②パスワード（暗証番号）
備　　考	マイナンバーカードは、パソコン・郵便などで申請し、役場窓口で交付するまで約１か月かかります。	ＩＤ・パスワードは、お近くの税務署へ、顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、対面による本人確認ののちに発行されます。

※１　マイナンバーカードの取得方法について、詳しくはマイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

※２　マイナンバーカード読取対応のスマホをお持ちの方は必要ありません。対応端末の一覧はマイナポータルでご確認ください。

【 問い合わせ　会津若松税務署　☎２７－４３１１ 】

を実践しましょう

新しい生活様式に食育を取り入れましょう

新型コロナウイルス感染症の影響で、外食を控え、家庭で食事をとることが多くなりました。家庭で食卓を囲むことは、食べ方や、食べ物と健康の関係、豊かな人間性を育むなど、大切な役割があります。ウイルスと共存する生活が続くことが予想される中、家庭で食育に取り組み、健やかな暮らしを実現させましょう。

※食育とは…食への知識・選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人を育む取り組み。

家庭で取り組む食育

主食・主菜・副菜をバランスよく

「一汁三菜」と表現される日本食は栄養バランスの整いやすい食事です。ただし、汁物は塩分が多くなってしまうので、１日１杯までにしましょう。主食･主菜･副菜に用いられる食品群は、それぞれに多く含まれる栄養素が異なるため、バランスの良い食事で免疫力を高めましょう！

主菜
肉、魚、大豆製品、
卵を使った料理

副菜
野菜、海藻類、
きのこ類を使った料理

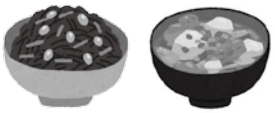

乳製品　果物

主食
米飯、麺類、パン類

栄養バランスの良い食事の１日の目安

１食あたり（主食×１品／主菜×１品／副菜×２品）１日３食＋ 牛乳をコップ１～２杯／日 果物を握りこぶし１個分／日

野菜を＋１皿

成人が１日に必要な野菜は３５０ｇといわれていますが、町の調査結果ではどの年代でも不足していることが分かっています。まずは今の食事に＋１皿の野菜を追加してみましょう。

テイクアウトや出前などを利用する場合は、具だくさんのメニューを選び、野菜料理を追加したりして野菜をたくさんとりましょう。

おいしく減塩

１日の食塩摂取目標量は、男性が7.5ｇ未満、女性が6.5ｇ未満です。汁物は１日１杯までにし、野菜をたっぷりにして、だしの出る食材を活用しましょう。レモンや酢などの酸味や香辛料、ごまなどを使用すると美味しく食べられます。また、ケチャップやソース、減塩しょうゆなどの低塩の調味料もオススメです♪

テイクアウトや出前などを利用する場合は、丼物や麺類よりも定食の方が塩分を控えられます。また、麺類のスープは塩分が多く含まれているため残すようにしましょう。

食のコミュニケーション

一人で食事をすると味気なく感じることがあると思います。食事の内容もおろそかになりやすいので、感染対策をしながら家族や友人と食卓を囲む時間をつくりましょう。

食事の時の注意ポイント！
自分ができる感染予防策をとりましょう

- 食事の前に手を洗う
- 換気や屋外で風通しをよくする
- 対面でなく横並びに座る
- 料理は個々に盛り付ける
- 会話は控えめにする

食習慣調査の分析から会津坂下町民の食べ方のパターンが明らかになりました

平成２９年度に実施した食習慣調査の分析結果から、町民の食べ方には「バランス型」、「主食型」、「呑んべ型」の３つのパターンがあることが分かりました。「バランス型」は、もっとも理想的な食べ方で、「主食型」はごはんなどの主食やみそ汁が多く、おかずや野菜は少ない食べ方です。「呑んべ型」は名前のとおりアルコールが多い食べ方で、それぞれには以下のような特徴があります。

①バランス型

町民の約43%

（男女平均、以下同）

②主食型

町民の約24%

③呑んべ型

町民の約33%

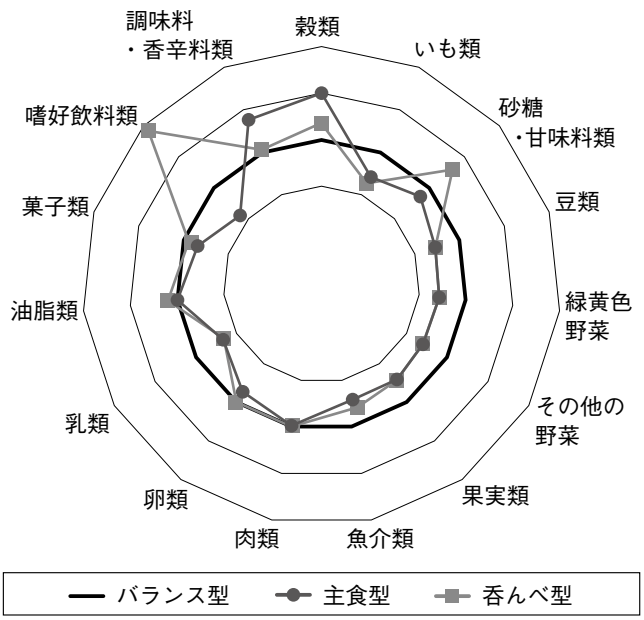

食品群別摂取量

食品群別の摂取量を見てみると、バランス型を基準にした場合、「主食型」は穀類、調味料類（主にみそ）が多く、「呑んべ型」は嗜好飲料類を多く摂取しています。

「主食型」「呑んべ型」ともに豆類、野菜類、果実類、魚介類、乳類が不足傾向で、「主食型」＋「呑んべ型」を合わせた約60%の方が偏った食生活となり、栄養素が不足したり、過剰になったりすることが分かっています。前ページの「家庭で取り組む食育」を参考に普段の生活を見直してみましょう。

（分析協力　会津大学）

平成30年3月に「第3次会津坂下町食育推進計画」を策定し、町民一人ひとりが楽しみながら、健康を意識した食生活を実践できるような食環境づくりを目標に掲げています。この目標を達成するために、食育推進会議で情報の共有をしながら、さまざまな食育事業を実施してきました。

町では塩分のとり過ぎが課題ですが、学校給食センターや保育所では子どもの頃から薄味に慣れるために、薄味でも美味しい給食の提供を行っています。さらに、食生活改善推進員による減塩普及活動など、幅広い世代へ向けた食育を展開しています。

食育は子どもだけではなく、大人にとっても重要です。健康の基本となる毎日の食事について、家族みんなで考えてみましょう。

食育推進会議委員の皆さんと食育の推進をしていきます。よろしくお願いします。

【問い合わせ　生活課　福祉健康班　☎９３－６１６９】